

佐賀県告示第百二十号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、次に掲げる告示は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

- 一 環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令第二項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成十一年佐賀県告示第百四十三号）

- 二 環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成十五年佐賀県告示第二百八十四号）
- 平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 騒音に係る環境基準について（平成十年環境庁告示第六十四号）について、地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
A類型（専ら住居の用に供される区域）	町の区域において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B類型（主として住居の用に供される地域）	町の区域において、都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C類型（相当数の住居と併せ	町の区域において、都市計画法第八条第一項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地

て商業、工業等の用に供される地域)	域及び工業地域
-------------------	---------

二 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和五十年環境庁告示第四十六号）について、地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
一 主として住居の用に供される地域)	<p>一 鳥栖三養基都市計画区域において、次に掲げる地域</p> <p>(1) 都市計画法第八条第一項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域（鳥栖市山浦町に係る部分に限る。）及び工業地域（鳥栖市轟木町に係る部分に限る。）</p> <p>(2) 都市計画法に基づく用途地域（以下「用途地域」という。）が定められていない地域のうち、鳥栖市山浦町、原古賀町、村田町、蔵上町、幸津町、轟木町、儀徳町、下野町及び三島町の地域であつて、別添図面において緑色で着色したもの</p> <p>二 武雄都市計画区域及び嬉野都市計画区域において、次に掲げる地域</p> <p>(1) 都市計画法第八条第一項の規定により定められた第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域</p> <p>(2) 用途地域が定められていない地域のうち、武雄</p>

	<p>市武雄町、東川登町及び西川登町並びに嬉野市塩田町及び嬉野町の地域であって、別添図面において緑色で着色したもの</p>
<p>□工業の類型（用に供される地域等右の地域以外の地域であって通常の生活を保全する必要があるもの）</p>	<p>一 鳥栖三養基都市計画区域において、次に掲げる地域</p> <p>(1) 都市計画法第八条第一項の規定により定められた工業地域（鳥栖市轟木町に係る部分を除く。）</p> <p>(2) 用途地域が定められていない地域のうち、鳥栖市幸津町の地域であって、別添図面において青色で着色したもの</p> <p>二 武雄都市計画区域及び嬉野都市計画区域において、次に掲げる地域</p> <p>(1) 都市計画法第八条第一項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域</p> <p>(2) 武雄都市計画区域及び嬉野都市計画区域において、都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域のうち、武雄市東川登町及び嬉野市嬉野町の地域であって、別添図面において黄色で着色したもの</p>

備考

一 「当てはめる地域」は、新幹線鉄道の軌道中心線より左右三百メートル以内（筑後川橋りょう付近にあつては、佐賀県側の橋けた端部と軌道中心線の交点を中心とした半径四百メートルの円内）で、別添の図面に表示する地域とする。ただし、博多起点から二十九・八一キロメートルの地点から県道中原鳥栖線までの地域、トンネルの出入り口から中央部

方向百五十メートル以奥のトンネル周辺部及び河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項に定める河川区域は除く。

二 別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。